

常勤役員の報酬及び退職慰労金等に関する規程

社団法人東京都自動車整備振興会

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条に定める常勤役員の報酬及び関連するその他の必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤役員の報酬は、次の各号により会長が年額を定める。

- (1) 専務理事 9,000千円～12,000千円
- (2) 常務理事 7,000千円～10,000千円

(報酬の支払い)

第3条 報酬は、年額を12で除した額（以下「報酬月額」という。）を、毎月25日に当該月の報酬として、指定の銀行口座に振り込んで支払う。この場合、所得税その他法令で定められた控除を行う。

- 2 報酬年額を12で除した額に端数を生じたときは、4月分報酬又は就任時の日割り計算報酬に合わせて支払う。
- 3 新たに常勤役員に就任した当月の報酬は、報酬月額を日割り計算して支払う。
- 4 任期間途中で退任した常勤役員の当月報酬は、報酬月額を支払う。

(費用の弁償)

第4条 交通費その他の費用は、請求により弁償する。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤理事を退任したとき支払う。

- 2 退職慰労金の額は、在任時の功労に応じて会長が定め、直近に開催される理事会の承認を得るものとする。

(在任期間)

第6条 常勤役員の在任は、65才に達するまでとする。ただし、理事会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成16年 5月12日から施行する。

別表

1. 常勤役員の報酬及び退職慰労金等に関する規程第5条2項の支給額は、次の通りとする。

[支給額] 報酬月額 × 在任年数 × 功労係数

2. 功労係数は、在任期間における功労に応じて、「1.2」を上限として会長が決定する。

以上